

告示

埼玉県告示第六百七号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和元年十月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 名称

行田特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

行田市大字谷郷上谷地内の一般国道百二十五号（行田バイパス）と行田市道五・三―百九十号線との接点を起点とし、同国道に沿って東に進み、行田市道三・三―百七十七号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北に進み、行田市道三・三―百七十三号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北に進み、行田市道三・三―百七十六号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って東に進み、行田市道三・一―三号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南西に進み、行田市道三・三―二百四十三号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、一般国道百二十五号（行田バイパス）との接点に至り、同地点から同国道に沿って東に進み、行田市道三・三―四百二十四号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、秩父鉄道（羽生線）との接点に至り、同地点から同鉄道に沿って北東に進み、一般国道百二十五号（行田バイパス）との接点に至り、同地点から同国道に沿って東に進み、行田市道四・三―二百三十二号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、行田市道四・一―三号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北に進み、一般国道百二十五号（行田バイパス）との接点に至り、同地点から同国道に沿って東に進み、行田市道四・一―五号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、行田市道四・一―四号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南に進み、行田市道四・三―三百三十号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って東に進み、行田市道四・三―三百三十五号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、行田市道四・三―三百三十二号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南西に進み、行田市道四・一―四号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南西に進み、行田市道七・一―二号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南西に進み、行田市道七・三―二百三十一号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、行田市道七・三―二百五十八号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南西に進み、行田市道七・一―九号線との

接点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、行田市道七・一―二号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って西に進み、県道上中森鴻巣線との接点に至り、同地点から同県道に沿って南に進み、行田市道九・二―四号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って西に進み、行田市道九・一―三号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北に進み、行田市道九・二―三号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って西に進み、一般国道十七号（熊谷バイパス）との接点に至り、同地点から同国道に沿って北西に進み、行田市道六・二―四号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南に進み、行田市道六・三―四百七十七号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、行田市道六・三―三百七十七号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南に進み、行田市道六・三―三百七十八号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南に進み、行田市道六・三―四百二十五号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南に進み、J R上越新幹線を経て、行田市と鴻巣市の境界との接点に至り、同地点から同境界に沿って南西に進み、行田市門井町二丁目と行田市押上町の境界との接点に至り、同地点から鴻巣市との境界に沿って南西に進み、行田市押上町との境界に沿って南西に進み、行田市壱里山町と行田市清水町の境界及びJ R高崎線との接点に至り、同地点から鴻巣市との境界に沿って南西に進み、行田市と鴻巣市と熊谷市との境界点に至り、同地点から行田市と熊谷市との境界に沿って北に進み、行田市壱里山町と行田市清水町の境界及びJ R高崎線との接点に至り、同地点から熊谷市との境界に沿って北東に進み、行田市押上町と行田市壱里山町の境界及び一般国道十七号との接点に至り、同地点から熊谷市との境界に沿って北に進み、行田市押上町と行田市棚田町一丁目の境界及びJ R上越新幹線との接点に至り、同地点から熊谷市との境界に沿って北東に進み、行田市棚田町一丁目と行田市持田四丁目の境界との接点に至り、同地点から熊谷市との境界に沿って北に進み、行田市持田四丁目と行田市大字持田の境界との接点に至り、同地点から熊谷市との境界に沿って北西に進み、行田市大字持田と行田市持田五丁目の境界との接点に至り、同地点から熊谷市との境界に沿って北に進み、行田市持田五丁目と行田市大字持田の境界との接点に至り、同地点から熊谷市との境界に沿って北西に進み、一般国道百二十五号及び秩父鉄道（羽生線）を経て、熊谷市と行田市大字中江袋の境界との接点に至り、同地点から行田市大字中江袋と行田市大字上池守の境界に沿って東に進み、行田市道三・二―四号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南に進み、一般県道熊谷羽生線との接点に至り、同地点から同県道に沿って東に進み、行田市道三・三―九十三号線との接点に至り、同

地点から同市道に沿って南に進み、行田市道三・三一九十五号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南に進み、行田市道三・二一五号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南西に進み、行田市道三・三一九十一号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南に進み、起点に至る線で囲まれた区域及び、行田市道九・三一二百四十八号線と一般県道騎西鴻巣線との交点を起点とし、同地点から同県道を東に進み、一般県道上新郷埼玉線との交点に至り、同地点から同市道を南東に進み、行田市道八・三一二百三十号線との接点に至り、同地点から同市道を南東に進み、行田市道八・三一二百三十一号線との接点に至り、同地点から同市道を南東に進み、行田市道八・三一二百三十二号線との接点に至り、同地点から同市道を南東に進み、行田市と鴻巣市との境界に至り、同地点から同県道を南に進み、主要地方道行田蓮田線との接点に至り、同地点から同県道を南に進み、行田市道九・三一二百二十六号線との接点に至り、同地点から同市道を南に進み、行田市と鴻巣市との境界に至り、同地点から同境界を南西に進み、JR上越新幹線との交点を経て南に進み、一級河川元荒川との交点に至り、同地点から同川に沿って北西に進み、行田市と鴻巣市との境界（緑道境橋）に至り、同地点から同境界に沿って北東に進み、JR上越新幹線及び一般国道十七号（熊谷バイパス）を経て行田市道九・三一二百四十七号線との交点に至り、同地点から同市道を北に進み、行田市道九・三一二百五十八号線との交点に至り、同地点から同市道を西に進み、行田市道九・三一二百四十八号線との接点に至り、同地点から同市道を北に進み起点に至る線で囲まれた区域及び、行田市城西五丁目地内の一般国道十七号（熊谷バイパス）と行田市道六・二一三号線の接点を起点とし、同地点から一般国道十七号（熊谷バイパス）を経て同市道六・二一四号線を南に進み、同市道六・三一二百七十八号線と同市道六・三一二百八十九号線と六・三一二百七十七号線との接点に至り、同地点から同市道六・三一二百七十八号線を南に進み、同市道六・一一七号線の接点に至り、同地点から同市道六・三一二百二十五号線を南に進み、JR上越新幹線及び同市道六・三一二百六十号線との接点を経て、鴻巣市と行田市の境界に至り、同地点から同境界に沿って南東に進み、同市道六・三一二百八十八号線に至り、同境界に沿って南東に進み、同市道六・三一二百四号線に至り、同境界に沿って北東に進み、がんがら落との接点に至り、同境界に沿って南東に進み、主要地方道行田東松山線との接点に至り、同境界に沿って北に進み、同市道六・二一六号線との交点を経て、さらに同境界に沿って進み、清水落悪水路との接点に至り、同地点から同境界に沿って東に進み、一級河川忍川に至り、同地点から同境界に沿って南東に進み、同市道九・三一二百四十

九号線との接点に至り、同地点から同境界に沿って南に進み、武蔵水路を経て、同市道九・三―二百八十三号線との接点に至り、同地点から境界に沿って南に進み、鴻巣市道吹四百十号線に至り、同地点から同境界に沿って東に進み、行田市道九・三―二百四十七号線との交点に至り、同地点から同市道を北に進み、行田市道九・三―二百五十八号線との交点に至り、同地点から同市道を西に進み、行田市道九・三―二百四十八号線との接点に至り、同地点から同市道を北に進み、一般県道騎西鴻巣線と一般国道十七号（熊谷バイパス）との交点に至り、同地点から同国道を北西に進み、起点に至る線で囲まれた区域（面積二千九百九十四・八ヘクタール）

三 存続期間

令和元年十一月一日から令和六年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器